

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2009年（平成21年）12月14日

福山市長 羽 田 皓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニトリ福山店

所在地 福山市明神町二丁目15番32号

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

(2)来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前9時30分から午後9時30分まで

3 変更する年月日

2010年（平成22年）2月1日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

2009年（平成21年）12月7日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部商工課及び企画総務局企画部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2009年（平成21年）12月14日から2010年（平成22年）4月14日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2010年（平成22年）4月14日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部商工課